

パブリックコメント制度によるご意見の募集について

1 パブリックコメント制度とは

広域連合が重要な政策等となる計画等を策定するに当たり、その案をあらかじめ公表し、皆さまからご意見等をいただき、そのご意見等を考慮して意思決定を行う制度です。また、お寄せいただいたご意見等は、そのご意見等に対する広域連合の考え方も併せて公表します。

2 ご意見の募集について

(1) 現在ご意見等を募集している案件名

「広域計画案(案)」

今回お寄せいただいたご意見等を考慮した上で、「広域計画(案)」とし、平成20年2月開催予定の広域連合議会第1回定例会へ上程します。最終的には、議決を経て「広域計画」を決定します。

(2) 募集の趣旨

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が「高齢者の医療を確保する法律」に改正され、75歳以上の後期高齢者と、65歳以上75歳未満の前期高齢者で一定の障害のある方を対象に平成20年4月から新たに後期高齢者医療制度が創設されることになりました。

また、新たに創設される後期高齢者医療制度の運営主体となる「東京都後期高齢者医療広域連合」が、平成19年3月1日に東京都知事の許可により発足しました。

広域連合は、地方自治法に定められた特別地方公共団体ですが、広域連合設立後、速やかに広域計画を作成することが法律により求められています。

広域計画とは、広域連合が事務を処理する際の指針であり、地方自治法第291条の7や広域連合規約第5条などに基づき策定する計画です。

広域連合の運営において中心となる重要な計画ですので、皆さまからのご意見をいただき、議会に提出する案を作成いたします。

(3) 募集の期間

平成19年12月5日(水)～平成19年12月19日(水)【15日間】

(4) 提出方法

ご意見等は、表題を「広域計画案(案)に対する意見」と記入し、住所及び氏名〔在勤・在学の方は勤務先又は学校名、団体の場合は団体名・代表者名〕を記載の上、以下ア～エのいずれかの方法によりご提出ください。

都内在住、在勤、在学以外の方でも、この「広域計画案(案)」に対して利害関係があると認められる方は、ご意見を提出することができます。その場合には、利害関係を有する理由も併せて記載してください。

ア 窓口

広域連合(下記郵送先)に直接ご持参いただくか、又はお住まいの区市町村の後期高齢者医療制度担当窓口にご持参ください。

受付時間

広域連合は、月～金曜日の 8:30～17:15 です。

お住まいの区市町村窓口は、直接お住まいの区市町村にお問合せください。

イ 郵送

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-5-1 東京区政会館 15 階
東京都後期高齢者医療広域連合 総務部 企画調整課 企画財政係

ウ FAX

03-3222-4477

エ 電子メール

kikaku@tokyo-kouiki.jp

口頭や電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

住所について、東京都内にお住まいの方は、お住まいのご住所をご記入してください。

都外にお住まいで都内に在住(在勤)の方は、勤務(通学)先の名称及び住所をご記入してください。

ご意見を募集するに当たり提出された住所及び氏名は、公表いたしません。

(5) 問合せ先

東京都後期高齢者医療広域連合 総務部 企画調整課 企画財政係

電話 03-3222-4499

FAX 03-3222-4477

電子メール kikaku@tokyo-kouiki.jp